

# 剣道七段および六段審査会（北海道）要項

## 1. 期 日

### (1) 七段審査会

- ① 令和6年5月19日（日）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻  
受付時間 午前9時～午前9時30分まで  
審査開始 午前10時（予定）

### (2) 六段審査会

- ① 令和6年5月19日（日）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻  
受付時間 午後12時30分～午後1時まで  
審査開始 剣道七段実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

※ 受付終了後は、審査の進行上、一切受けません。必ず時間を厳守してください。  
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場して下さい。

## 2. 会 場

北海道立総合体育センター（北海きたえーる）  
（北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目番1-1）  
※別紙案内図参照

電話 011-820-4121

## 3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

## 4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

## 5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

### (1) 実 技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用して下さい。

### (2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※使用する木刀は全剣速で準備します。

## 6. 受審資格

### (1) 七 段

平成30年5月31日以前に六段を取得した者。

### (2) 六 段

令和元年5月31日以前に五段を取得した者。

## 7. 年齢基準

審査日の当日（5月19日）とする。

## 8. 申込み

- (1) 申込方法 各加盟団体会長は、各段位の受審者を一括して本連盟会長宛に申込みすること。なお、個人直接の申込は受理しない。
- (2) 申込締切 ~~令和6年3月8日(金)~~
- (3) 申込先 〒105-0004 港区新橋4-24-2 東京都剣道連盟
- (4) 申込書 ①各段位ごとに別添所定用紙による。  
②現在受有段位の取得年月日・生年月日は正確に記入すること。  
(記載のない場合又は虚偽の場合は受審を認めない)
- (5) 各加盟団体は受審申込者に受付時刻を周知徹底してください。

## 9. 審査料

- 七段 ~~1大14,719円(全剣連分7,700円、東剣連分7,019円)~~
- 六段 ~~1大13,019円(全剣連分6,000円、東剣連分7,019円)~~

## 10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」7月号および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

## 11. 安全管理

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。また、受審者は、健康保険証を持参のこと。高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により、応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、全日本剣道連盟のガイドラインを遵守すること(全剣連ホームページ参照)。

## 12. 個人情報保護法への対応

(以下を申込者に周知してください。)

申込書に記載される個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、剣道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

## 13. 注意事項

- (1) 本審査会には、京都府で実施される4月29日(祝)剣道六段審査会・4月30日(火)剣道七段審査会、愛知県で実施される5月11日(土)剣道七段審査会・5月12日(日)剣道六段審査会の受審者は、受審出来ない。
- (2) 受審者は、各加盟団体に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。

- (4) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。  
(ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。)  
なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。
- ※ **本審査会は、審査運営関係者および受審者のみとします。**  
**受審者は、受付時間に来場し審査が終了し合格発表後、会場から退出して下さい。**
- ※ **本審査会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある方は受審できません。**

#### 14. その他

審査参加料払込後の返金については、六段・七段共に5月10日(金)午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX、メール可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。

なお、返金額は本連盟の手数料7,019円、全剣連の手数料2,200円を差し引いて七段5,500円、六段4,400円を後日、加盟団体へ返金する。

また、剣道六段・七段会場変更(京都府・愛知県・北海道)については4月15日(月)午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面(FAX可)を東京都剣道連盟あてに提出すること。

**連盟申込日:令和6年2月25日(日)10:00~11:00**

**総合体育館3階 柔剣道場**







# 剣道段位審査申込書 (四段以上)

江戸川区剣道連盟

受審場所 (都道府県)

申込日 令和 年 月 日

※六段以上のみ記入

受験 段位	取扱 段 団体	* 支部名			支部責任者確認印
ふりがな	氏名			男・女	※必ず捺印する事
	※旧姓 ( )			※丸で囲む	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生			満 才	※受審日前日の年令
現段位 取得欄	昭和 平成 年 月 日 令和			取得場所 ※都道府県及び会場名	剣道 連盟
	段 ※免状を確認して正しく記載の事			取得時所属団体 ※各区市剣道連盟	
全剣連番号	〒 -			職業 又は 学校	※会社員・自営業・学生等と記入
メール アドレス					
現住所				緊急連絡先	

**【記入上の注意】**

- 1、太線内は受審者が自分で不備の無いように、丁寧に楷書で記入する事。
  - 2、本申込書は所属支部に提出し、支部より一括して申請する事。 [個人の申請は不可]
  - 3、本申込書に記載不備の際は受付しない。
  - 4、女子は赤字で記入の事。
  - 5、結婚等で段位取得時と姓が異なる場合は、旧姓を氏名欄の下段にカッコ書きで記入の事。
  - 6、メールへは、会場名と受付目安の時間、緊急連絡等が転送される予定です。(中央審査会)
- ※申込み期日締切後は理由の如何に関らず受理しないので、期日を厳守する事。

**【合否の報告について】**

- 1、四・五段受審者は、審査当日中に連盟担当役員へ必ず各自で合否の報告をする事。
- 2、六段以上の受審者は、各自で理事長及び連盟担当役員まで合否の報告をする事。

\*連盟記入欄

上記の者、江戸川区剣道連盟会員として令和	年度会費納入済である事を証明する。
連盟会計又は役員	氏名 <span style="float: right;">㊟</span>

<審査・手数料> 申込書に添えて納入する。

	四段	五段	六段	七段	八段
審査・手数料	9,500円	10,500円	15,500円	16,500円	17,500円
再審査料	[実技合格者で形・学科のみの再受審の場合] 一律				3,000円

☆合格した場合 ↓

<登録料> 実技・剣道形の合格者が納入する。

登録料	16,500円	21,500円	40,500円	63,500円	89,500円
連盟登録料	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円	2,000円

◎合格者は直ちに登録料、連盟登録料を連盟まで納入する事。

## 大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上